

近世城郭の保護についてのメモ

佐藤 正知 (文化庁文化財部記念物課)

1. 史跡の指定基準

史跡の指定基準の変遷をたどり、城跡における近代を考える素材としたい。

文化財保護法は、戦前の史蹟名勝天然記念物保存法（大正8年制定、以下、「保存法」という。）、国宝保存法（昭和4年制定）等を前身としている¹⁾。文化財保護法の特徴のひとつに二段階指定があり、動産文化財を重要文化財と国宝、不動産文化財である記念物を、史跡名勝天然記念物と特別史跡名勝天然記念物の二段階としている（法第27条、法第109条）²⁾。その基準（以下、史跡についてのみ扱うことにする。）は「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」（以下、「指定基準」とす

資料1 【史蹟名勝天然記念物保存要目】³⁾

史蹟ニシテ保存スヘシト認ムヘキモノ左ノ如シ

- 一 都城趾、宮趾、行宮趾、其ノ他皇室ニ関係深キ史蹟
- 二 社寺ノ趾及祭祀信仰ニ関スル史蹟ニシテ重要ナルモノ
- 三 古墳及著明ナル人物ノ墓並碑
- 四 古城趾、城砦、防塁、古戦場、国郡廳趾其ノ他政治軍事ニ関係深キ史蹟
- 五 聖廟、郷学、藩学、文庫又ハ是等ノ趾其ノ他教育学芸ニ関係深キ史蹟
- 六 菜園趾、悲田院趾其ノ他社会事業ニ関係アル史蹟
- 七 古関趾、一里塚、窯趾、市場趾其ノ他産業交通土木等ニ関スル重要ナル史蹟
- 八 由緒アル旧宅、苑池、井泉、樹石ノ類
- 九 貝塚、遺物包含地、神籠石其ノ他人類学及考古学上重要ナル遺蹟
- 十 外国及外国人ニ関係アル重要ナル史蹟
- 十一 重要ナル伝説地

る。)に示された（資料3左欄に示す）。

「保存法」において、文化財保護法の「指定基準」に相当するのが、以下に掲げる「史蹟名勝天然記念物保存要目」（大正9年1月28日制定）である。

ここで、「指定基準」を考える上で、史跡を含む文化財の保護制度の確立に大きな役割を果たした黑板勝美（1874-1946）にふれなければならない。黑板は、国家が保護すべきものを以下の10に分類した（資料2）⁴⁾。

資料2の各類の末尾に、対応する資料1の「保存要目」の番号を書き入れてみたが、「保存要目」とほぼ同一であることに気づかれるであろう。さらに言えば、それは現行の「指定基準」にも継承されているといつてよい⁵⁾。

黑板は「古社寺保存法」を批判し、現代より過去のものすべて保護すべきであると主張した。古い時代に手厚く、新しい時代に薄い建造物の保護の在り方を批判したのである。では、現代とはいつから

資料2 【黑板勝美による分類】

- | | |
|-----|-----------------|
| 第一類 | 皇室に関するもの（一） |
| 第二類 | 祭祀宗教に関するもの（二・三） |
| 第三類 | 政治及び兵事に関するもの（四） |
| 第四類 | 商工業に関するもの（七） |
| 第五類 | 農業山林業に関するもの（七） |
| 第六類 | 土木及び交通に関するもの（七） |
| 第七類 | 教育及び学芸に関するもの（五） |
| 第八類 | 日常生活に関するもの（八） |
| 第九類 | 先住民族に関するもの（九） |
| 第十類 | 変化し易き天然状態に関するもの |
| 雑 | |

資料3 【特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準】

	昭和26年5月10日	平成7年3月6日	各号に含まれる遺跡の例示
左に掲げるもののうちわが国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの	一 貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）、古墳、神籠石その他この類の遺跡	一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡	貝塚、集落跡（遺物包含地、住居跡等を含む。）、古墳、墓地など
	二 都城跡、宮跡、太宰府跡、国郡庁跡、城跡、防塁、古戦場その他政治に関する遺跡	二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡	都城跡・・・都城、宮殿、官衙など 国郡庁跡・・・大宰府、国府、国衙、国庁、郡家など 城跡・・・城柵、城館、城郭、防塁、要塞など 官公庁・・・官庁、議事堂、裁判所、地方自治体の庁舎など 戦跡・・・古戦場、戦災跡など その他政治に関する遺跡・・・領事館など外交に関する遺跡、政治活動・事象に関する遺跡
	三 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡	三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡	社寺の跡・・・寺・神社の堂宇・境域又はその遺跡 旧境内地・・・現存する社寺の本来の境域 その他祭祀信仰に関する遺跡・・・経塚、磨崖仏、供養塔、石仏、霊場、祭祀遺跡、道場、教会、修道院など
	四 聖廟、藩学、郷学、私塾、文庫その他教育・学芸に関する遺跡	四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡	学校・・・聖廟、藩学、郷学、私塾、国公立学校など 研究施設・・・文庫、編纂所、研究所、試験所、実験場など 文化施設・・・博物館、美術館、劇場など その他教育・学術・文化に関する遺跡・・・新聞社、放送局、出版社、図書館、スポーツ施設など
	五 薬園跡、慈善施設、その他社会事業に関する遺跡	五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡	医療・福祉施設・・・薬園、療養所、病院、慈善施設など 生活関連施設・・・上下水道、公園、集合住宅など その他社会・生活に関する遺跡・・・娯楽施設、観光施設、災害跡、社会運動に関する遺跡など
	六 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡	六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡	交通・通信施設・・・関・宿場、一里塚、並木街道、道路、鉄道、運河、港湾、燈台、烽火台、郵便・電信・電話施設など 治山・治水施設・・・堤防、ダムなど 生産施設・・・窯跡、製塩遺跡、製鉄遺跡、鉱山、工房、工場、条里跡、荘園跡など その他経済・生産活動に関する遺跡・・・会所・商館、市場、金融機関、倉庫、発電所、疎水、恐慌その他の経済的な変動・事象に関する遺跡など
	七 墳墓並びに碑	七 墳墓及び碑	墳墓・・・墓、大名家その他著名な人物の墓所など 碑・・・古碑、記念碑など
	八 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒のある地域の類	八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類	旧宅・・・著名な人物の生家・居宅など 園地・・・庭園、公園 その他特に由緒のある地域の類・・・歌枕、著名な伝説・伝承地、井泉、樹石など
	九 外国及び外国人に関する遺跡	九 外国及び外国人に関する遺跡	外国及び外国人に関する遺跡・・・我が国における外国人の活動に関する遺跡など

を言うのであろうか。黒板は、大概50年と述べていた。50年前とは、黒板の時代にあってはほぼ明治維新に相当していたから、「明治維新前まではどの時代も平等に取扱ひたい」とした。今日の時代区分で言えば、近代以前の文化財がすべて保護の対象となるという考え方である。もちろん「保存法」においても、近代のものを全く扱っていないというわけではなかった。あくまで「大概」である⁶⁾。

近代の文化財の指定が問題となったのはのちの時代であった。そしてそれは歴史を対象とする以上、必然であったといえる。平成7年に「指定基準」のなかに近代の遺跡が読み込めるよう改訂を行った⁷⁾。資料3が改訂前と改訂後の対照表である。平成7年改訂の重要な点は、遺跡の「例示」を示したことであるが、あくまで「例示」であって、告示には示されていないものである。しかしながら、その「例示」をみることによって、改訂の意味をよく理解することができるようになる。なかには、研究の成果によって本文から除かれた神籠石のような遺跡もあるが、二の政治に関する遺跡では、国郡庁跡とは別に「官公庁」が加わり、その例示に官庁、議事堂、裁判所、地方自治体の庁舎などがあげられている。四の教育学芸に関する遺跡は教育・学術・文化に関する遺跡と代わり、「研究施設」の例示として、文庫、編纂所、研究所、試験所、実験場などがあげられ、「文化施設」として博物館、美術館、劇場などがあげられている。このように、すべての項目において近代までの遺跡が含みこまれるように改訂がなされたのである。

こうした「指定基準」の改訂は、土地の履歴を問題とする不動産文化財としての史跡にあって、個々の遺跡の評価においても近代の意味をより深く考えることを促したといつてよい。史跡（遺跡）の価値をどのようにとらえるかという問題である。

史跡は「指定基準」が示しているように、「わが国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの」である。文化財保護法は第2

条で文化財を規定し、記念物のうち、遺跡は、「我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」とする。そして第109条で「記念物のうち重要なもの」を史跡に指定するとしている。「指定基準」の前半部は歴史上の価値に関係し、後半部は学術上の価値に関係していると考えられるだろう。いずれにしろ、史跡指定にあたっては価値が論じられることになる。「保存法」が制定され、史跡については大正10年から指定が行われた。どのような価値づけのもとに指定されたのかをたどることは、文化財保護行政を進める上で、最も初歩的でかつ最も肝要なことである。

2. 史跡の価値

近年、保存管理計画（あるいは保存活用計画ともいう）の策定が各地で進められるようになった。保存管理計画の策定は、戦後早い時期から必要性が認識されていたもので、法的に規定されてはいないものの、国庫補助事業としてその策定を推進してきた経緯がある。特に『史跡等整備のてびき』（平成16年）によって、その計画の構成が明示されたことの効果は大きなものがあつた。また、近年は、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成27年）の刊行によって、さらにその充実が図られた。

前者はタイトルから想像できるように、史跡整備に焦点があてられていた。そのため、作成の意図とは別に、史跡整備が目的化してしまう傾向がなきにしもあらずであつた。後者では史跡の保存あるいは活用のための方法（手段）が整備であることを明確にしている。章立てを保存・活用・整備の順としたことにもそれがよく示されている。

前者の刊行以後、史跡の価値を本質的価値という言葉で表現することが一般的となった。しかしながら史跡の価値を個々に検討してみると、本質的価値という言葉が果たして適当な言葉（概念）なのか、疑問を感じる場面が少なくない。

本質的価値は「本質的でない価値」を前提にした

概念である。前提という言葉が適切でないとするなら、少なくとも「本質的でない価値」を一方に措定した概念である。本質的価値を抽出することによって、それを保護しなければ史跡の要件を欠くことになる、という議論が展開する。と同時に、「本質的でない価値」は壊れてもよいという議論を伴うことになる。個々の史跡において、そのような乱暴な議論が行われているとは思えないものの、論理的にはそうなるであろう。本質的という言葉は、一見学術的な印象があるが、よくわからない言葉でもある。補助事業の対象とするかどうかの現実的な対応の必要性から多用されているとも考えられる。

保存管理計画の策定のメリットのひとつは、その史跡の価値の共有にある。本質的価値という言葉は、かつて史跡の価値と呼び、豊かに構築してきた価値論を、分解という「正しい」方法で解体させてしまう危険性をはらんでいるように思う。

以上の見解はやや性急に過ぎるかもしれないが、史跡の価値論については、今後も深めていくべき問題であることを強調しておきたい。

不動産文化財である記念物は、価値の重層性という特徴を持っている。分解よりも、その変遷を跡づける総合（統合）の論理こそが求められているのではなかろうか。次に、私自身が関わった保存管理計画のいくつかを紹介し、土地の履歴、価値の重層性とはいかなるものかを少し考えてみたい。遺跡の種別は城跡に限定しない。

（１）岐阜城跡（岐阜県岐阜市）⁸⁾

山上の遺構と山麓部の遺構とをどのように指定し、保護していくかについて、県市が思案していた。私が史跡指定を担当したのは、そうした最終の段階においてであった。両者を登城路（登山道）で結んではどうかとの相談を受けたが、実際、登城路を歩いてみると、道幅をどこからどこまでとするのか、道に連続する傾斜面も城にとって重要な要素なのではないか、と疑問が次々とわいてきた。そして山上の説明板の「稲葉城趾之図」（伊奈波神社所蔵）をみて、岐阜城（稲葉城）の範囲はその絵図に描かれ

た範囲なのではないかと考えた。そしてこの絵図の範囲がどのような範囲を描いているのかを調べてもらった。それはほぼ国有林野（金華山国有林）の範囲であるとの結果であった。近世初期の廃城ののち、尾張藩の御山として管理がなされ、近代に入って国有林野に継承されていったのであった。そうした成果を受け、市と森林管理署との協議にあたっては、国有林野としての管理が城郭遺構の保全に寄与してきたことを評価し、土地所有の変遷が城跡の範囲を如実に示していることを説明するようお願いした。そして、一部を抜き出して指定するのではなく、範囲全体の指定という原則で交渉してもらった。一部指定は、なぜその範囲を指定するのかという理由を求められることになり、説明不能に陥ると考えたからである。徳川林政史研究所ほか、林政史の研究は山間地域の歴史の豊かさを解明するうえに重要な位置を占めている、とかつて教わってきたことが念頭にあった。

保存管理計画の策定にあたっては、岐阜城の価値を、通常の調査項目に加え景観や公園の歴史を含めて立体的に把握することを提案した。史跡の価値は、城郭としての価値のほか、自然の価値、信仰の価値、景観の価値、公園の価値にまとめられた。そしてそれらが土地利用の重層性として把握されることとなった。そもそも岐阜城跡にあっては保存管理計画の策定の目的に「多様な価値」という文言が盛り込まれている。

（２）湯築城跡（愛媛県松山市）⁹⁾

平成14年に史跡指定された城跡で、すでに土塁や武家屋敷等の復元整備が行われ、一般に供されていたが、保存管理計画は未策定の状態であった。湯築城の場合は、公園整備のなかで重要な遺構・遺物が発見され、史跡指定をめざす動きと並行して整備事業が進められた経緯があり、他の史跡とはやや異なるところがあるが、管理計画を策定しないまま、史跡整備が先行した事例は全国に数多い。そうした点で参考となる事例である。

さまざまな管理上の課題を整理するために、愛媛

県が「道後公園活性化計画策定委員会」での協議をもとに計画策定に取り組んだものである。公園史の研究はすでに先行研究があったが、写真資料も収集してもらい、近代以降の変遷も大きなウエイトで扱ってもらった。植生管理の問題を議論するうえで、明治以降の道後公園の植栽についての把握が必須であると考えたからである。史跡の価値は、「本質的な価値」「副次的な価値」「周辺環境の価値」に分けて整理がなされた。

公園内に植えられた桜は老齢化し、すでに枯死しているものもみられ、また、多くの桜に膏薬病やてんぐ巣病の症状が出ていた。湯築城跡の桜は道後温泉と深い関わりがあり、「副次的な価値」の一つとして整理がなされた。計画書では、桜を更新していく範囲を、遺構までの土層が厚い3か所に限定することとし、また桜と桜の間隔が8m以上となるよう努めることとされた。現在のような密植状態は地下遺構への影響ばかりではなく、桜の生育環境としても好ましくないとの学術的な検討の結果をふまえたものである。ソメイヨシノで更新する場所と、ヤマザクラやエドヒガンで更新する場所の区別もなされ、更新（植替）の具体的な方法までも定められた。

（3）出島和蘭商館跡（長崎県長崎市）¹⁰⁾

大正11年の指定である。昭和26年のオランダ政府と日本政府の協議を経て、翌年から長崎市が民有地の公有化、整備に取り組んできた。平成8年に復元整備計画を策定し、短中期計画としての第Ⅰ期から第Ⅲ期までの事業を完了している。この間、平成23年度に計画の見直しが行われた。出島築造から400年となる2036年、あるいは和蘭商館設置から400年となる2041年を長期計画Ⅰとするもので、そうした新たな目標に向かうにあたって、保存管理計画の策定は必須のものと認識されたものである。

改めて価値の整理がなされ、本質的な価値を構成する要素と本質的な価値に準じた要素等に分類がなされ、後者には開国後の居留地時代の遺構や明治時代に至る変遷を示す遺構（旧長崎内外クラブ、旧出島神学校等）が包含された。また、追加指定の方針

も明示された。

大正、昭和戦前期に指定された史跡はことのほか重要な史跡である場合が多いが、古い指定であるが故に、指定範囲について十分な認識がなされていない等の問題があり、今日的な観点から価値の整理や保存活用上の課題の整理が必要である。

（4）史跡の価値と史跡の価値を構成する要素

先に史跡の価値を本質的なものとそうでないものに分割することの危険性にふれた。「副次的な価値」や「本質的な価値に準じた要素」といった表現は、「価値がないということではない」ことを主張せんがための言葉である。構成要素の抽出にあたって、検出された遺構を書き上げていくことがよく行われるが、当然のことながら、遺構と遺構の空白地帯には価値がないと受け取られないよう注意が必要である。

たとえば集落遺跡の場合、重層する遺物包含層のどの層が本質的であると説明が可能であろうか。複数の時代の遺構が確認された場合、この遺構（もちろん複数の時期を含んでいてもかまわない）が本質的だと説明したのでは、どのようにその集落が形成され、どのように変質（変遷）し、今日の土地利用に至るのかについての歴史が捨象されてしまいかねない。史跡が不動産文化財であることの意味は大きく、土地の歴史（履歴）をたどることはそうした総合的な作業であり、その一部を抽出することの危険性に注意を払いたいのである。その場合、動産文化財についての配慮も必要である。黒板は、史跡（遺跡）と遺物の保存を同時に実行しなければならないと主張していた。黒板は史跡と遺物の両者を合わせて記念物（記念物）としていたのである。ここでいう遺物は、決して埋蔵されているモノのみをさす言葉ではない。遺物とは、建築物、彫刻、絵画、古文書、古記録等を包含するものである¹¹⁾。

3. 近世城郭における復元建物の問題

戦災で焼失した木造天守に代わり、戦後鉄筋コンクリート造の天守が各地に建設された。また、戦災

によって焼失した天守に限らず、江戸城跡をはじめ、近世城郭においては一般に、かつて存在したであろう建物を復元することが期待されているところがある。

そうしたなか、史跡では、文化庁が「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」¹²⁾を定め、「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会」（一般に、復元検討委員会と呼ばれている）で審議を尽くし、文化審議会での現状変更の可否の判断の材料としている。近世城郭における復元建物の問題については、現在、文化庁が全国的な調査を実施しているところであり、その調査成果がまとまれば、さまざまな課題について詳細な議論が可能となるであろう。

ここでは、戦後の鉄筋コンクリート造の復興天守に対し、木造天守の最初の事例として全国に紹介されている掛川城跡をとりあげ¹³⁾、史跡であるなしにかかわらず、城跡においてどのような点に留意して建物復元が行われなければならないのかについて考えてみたい。

掛川城跡の天守復元は平成2年8月に起工し、5年8月に竣工、翌6年4月に公開された。本体工事が11億円の事業で、一老婦人の5億円にも及ぶ寄付と市民の寄付（寄進）によってまかなわれたものである。なお、掛川城跡は国指定の史跡ではない。

掛川城は今川氏の被官である朝比奈康熙の築城（明応・文亀年間〈1492–1504〉）と伝えられ、今川氏の衰退後、徳川氏の領有に帰した。天正18年（1590）の小田原合戦後は、家康の関東転封に伴って山内一豊が入り、天守を築いたとされる¹⁴⁾。この時期総堀も出来、近世の絵図から知られる縄張りが完成したと考えられている。関ヶ原合戦後、山内一豊は土佐に転封となり、代わって松平定勝が入封した。その後、徳川譜代の大名家が入替わるが、延享3年（1746）、藩主となった太田資俊以後、太田氏が継承し明治維新を迎えた。

元和5年（1619）から9年（1623）に在城した松平定綱の時代に天守の改築があったと伝えられてい

る。慶長9年（1604）の地震により天守が倒壊したことによる¹⁵⁾。さらに、宝永4年（1627）と嘉永7年（1853）の地震でも被害を被っている。

昭和54から55年に実施された天守台の調査研究では、史資料から、山内一豊時代を第Ⅰ期、松平定綱の改築以後、嘉永7年以前を第Ⅱ期（ⅠからⅤ期に細分）、嘉永7年の大地震以後を第Ⅲ期と時期区分がなされている。また、天守台跡の石垣の観察から、第Ⅰ期（山内一豊による初期打込みハギ）、第Ⅱ期（寛永後期（1640ころ）から江戸全期にわたる晩期切込みハギ）、第Ⅲ期（近年の修理）の3種に分類整理された¹⁶⁾。

天守の構造を知る資料は、正保城絵図と嘉永4年の天守台石垣の崩落に伴って作成された絵図の二つである。第Ⅰ期の絵図・図面は残念ながら存在しない。

天守の復元考証には宮上茂隆氏（竹林舎建築研究所）があたり、①定綱による改築による第Ⅱ期の天守（正保城絵図の天守、廻縁高欄付き天守）は、第Ⅰ期の天守と同じものと考えられる。②「御城築記」（『土佐国群書類従』所収）等に「天守之儀、遠州掛川天守之通 一豊公御物数寄を以高欄被仰付、四国之外二も無之目立可申旨、御家老中被仰上候処」とみられることから、高知城は掛川城と同じように廻縁高欄付きの天守として同じように造られたものである。③高知城天守は慶長16年（1611）に建てられたものであるが、享保12年（1727）の火災で焼失し、延享4年（1747）に再建に着手、2年後の寛延2年に完成したものである。再建にあたっては創建天守そのままに復旧したと考えられる。④よって、高知城再建天守（現存天守）により、高知城創建天守の復元が可能であり、それにより掛川城天守の姿が明らかとなる、とした。⑤宮上氏によれば、定綱の「建て直し」は「地震などで傷んだ（壁土などの落ちた）一豊の廻縁高欄付き天守を修復したもの」であり、「幕末まで存在した天守は、山内一豊が慶長元年（1596）に建てられたそのものと考えられる」としたのである¹⁷⁾。

「建て直し」が修復に過ぎなかったとする根拠は乏しく、廻縁高欄付き天守であることは別にしても、図の存在しない第Ⅰ期の天守を細部(外部及び内部)について議論することはむずかしいと言わなければならない。

さらに、『掛川城復元調査報告書』をみると、付櫓の石垣の下層から瓦片が出土したとあり、付櫓石垣の年代は17世紀前半以降であり、山内段階の付櫓には石垣が伴っていなかった可能性があるとしている。そして『正保城絵図』でもその部分は石垣が描かれていないと問題を提起している。

先に紹介した昭和54年から55年の天守台の調査研究においては、石垣の保存整備の必要性がうたわれたが、その「調査成果並びに保存整備案は、その後の石垣整備工事に有意義に反映されたとは言い難く」、「それが後の本格復元の名の下に石垣保存に対する充分かつ具体的検討がなされないまま結果的に撤去されてしまったことは、皮肉としか言いようがない」¹⁸⁾と記されている。

どのようなことかといえば、天守台の石垣は、天端で北辺約16.1m、南辺約16.3m、東辺約11.3m、西辺約11.4mを測り、高さは、天守丸南側より3.7m、北西隅角下端より7.4m、東辺最下部より復元で約18mを測る規模で遺存していたが、「復元天守閣の構造的観点から、旧来の石垣天守台への建設は不可能とされ、基礎部は鉄筋コンクリート造となった。よって石垣は解体されることになり、発掘調査の対象範囲として記録保存の措置がとられた」¹⁹⁾のである。木造の天守を建設するために、石垣に代わる基礎が必要となったというのである。解体された石垣はコンクリートの壁の外側に貼り付けられるように積み、裏込めにコンクリートが打設された(図1)²⁰⁾。

掛川城天守はその意匠について問題があるばかりでなく、天守の復元を目的としたために、史跡の重要な構成要素であった天守台及び石垣を破壊してしまったことになる。

掛川城天守の復元は、報告書の冒頭で述べられて

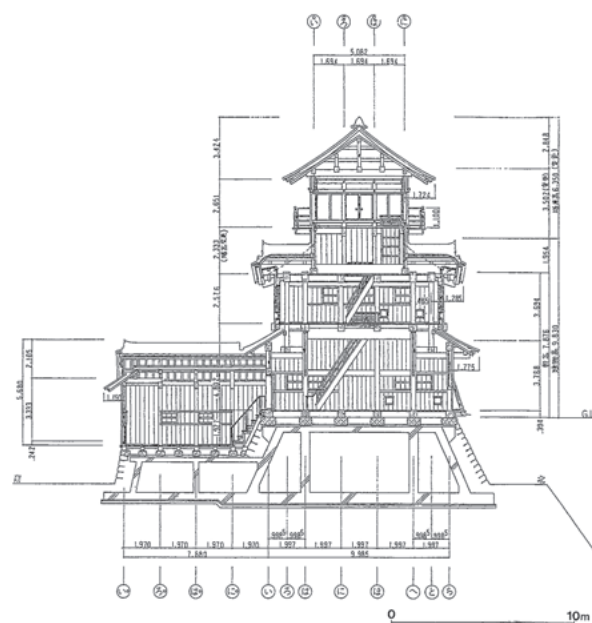


図1 掛川城復元天守南北断面図
(掛川城復元調査報告書より)

いるように、昭和40年代に天守閣ブームに乗ることができなかった市が、多額の寄付金を契機に本格木造で復元することを目指したものであったが、木造復元の始まりではなく、遺構の保存を犠牲にすることによって可能であった天守建設の最後と評価すべきであろう。掛川城天守が多く観光客を集め、掛川市民の誇りとなっているのは、寄付金による建設というその過程とともに、たとえば熊本城の復興天守が熊本地震復興のシンボルとなっていることにもなぞらえることができよう。

戦後のいわゆる復興天守を、鉄筋コンクリート造であるから偽物であり、価値がないという議論は短絡的である。城跡の近代あるいは現代を評価する必要があるであろう。一方で、本来保護すべき遺構を破壊して建造物を建設することの愚も認識しなければならない。掛川城天守の建設は、新しい時代の始まりではなく、古い時代の終わりであったのではないか、という本稿の趣旨はそうした、城跡の近代・現代を考える一つの材料である。

【注】

- 1) これらの法律は文化財保護法の成立によって廃止された（附則第二条、旧第114条）。
- 2) 建造物は古社寺保存法（明治30年）において「特別保護建造物」、国宝保存法において「国宝」としての保護が図られた。民法では不動産を「土地およびその定着物」と規定して、建造物は後者に含まれる。建造物について土地の指定が可能になったのは、昭和50年の文化財保護法の改正によるものである。今日、そこにあってこそ価値があるとの認識が浸透しつつあるが、移築して保存することがあるように、動産としての性格が強い（動産としての性格を有する）と言える。
- 3) 「保存要綱（マヽ）に就て」『史蹟名勝天然紀念物』4-1、大正10年1月。なお、この保存要目のなかの史蹟の解説が、同誌4-3と4-4にある（大正10年3月・4月）。
- 4) 黒板勝美「史蹟遺物保存に関する研究の概説」『史蹟名勝天然紀念物』1-3・4・5・6 大正4年1・3・5・7月（黒板勝美 昭和15年『虚心文集』第四、吉川弘文館に収録）、本論考に先立って発表された分類表（「史蹟遺物保存に関する意見書」『史学雑誌』23-5 明治45年5月、のち『虚心文集』第四に所収）は第十一を「伝説的史跡にして風教に関するもの」、第十二を雑類にし、十二に分類）。
- 5) もちろん、戦前の法令と戦後の法令の間にある基本的な差異を認識しておく必要がある（木下直之「『国宝』をめぐる知られざる戦後史」『文藝春秋』平成27年11月号）なお、十番目の「変化し易き天然状態にあるもの」は「保存要目」からは脱落した項目である。黒板は第十類を説明するなかで、「河床、河岸、海岸線の類から、湖沼及び温泉等」をあげ、「若しこれを史蹟といふことが出来ぬならば、少なくとも史蹟と共に保存すべきものの一に数へねばなりません」とした。これは、史跡における歴史的環境や歴史的景観の問題を考える上できわめて注目すべき指摘だと思う。
- 6) 拙稿「近代の記念物の保護」『月刊文化財』第644号 第一法規株式会社 平成29年5月
- 7) 「近代の遺跡の保護について 史跡名勝天然記念物指定基準一部改正」『月刊文化財』第379号 第一法規株式会社 平成7年4月
- 8) 『史跡岐阜城跡保存管理計画書』岐阜市・岐阜市教育委員会 平成24年3月
- 9) 『史跡湯築城跡保存管理計画書』愛媛県 平成26年10月
- 10) 『国指定史跡「出島和蘭商館跡」保存活用計画』長崎市・長崎市教育委員会 平成28年3月
- 11) 前掲書4)
- 12) 文化庁記念物課史跡部門・整備部門「歴史的建造物

の復元と復元検討委員会の役割」が解説を施している。『月刊文化財』第628号 第一法規株式会社 平成28年1月

- 13) 「本格的に復元がなされたもの」で、「新築でありながら、国の重要文化財にひとしい価値は充分にある」といった言及もなされている。宮城谷昌光「古城の風景55 掛川城」『波』457号 新潮社 平成20年1月
- 14) 「城主歴代記」に「山内対馬守一豊殿 天正十八年寅年より子年迄十二年 高六万石拝領、此御代御天守建立す」とあり、また「城代記」に「慶長元年丙申御天守御建二成」とある（『掛川市史』中巻 掛川市 昭和59年）。
- 15) 「城主歴代記」に「松平越中守様 三万石 元和五年己未より同九年迄四年 此代 御天守建て直し候」とあり、『掛川誌稿』に「元和七年に（略）先祖の山より巨材を伐り出して（天守の）心柱になしたりしかば」とあり、また「元和七年八月松平越中守定綱の時には、本丸の山頂に三重の層楼を建てしこともありて」とあることから、再建は元和七年（1621）八月のこととする（前掲注14）。
- 16) 『掛川城天守台調査研究報告書』掛川市教育委員会 昭和55年7月
- 17) 『掛川城復元調査報告書』掛川市教育委員会 平成10年
- 18) 前掲書17)
- 19) 前掲書17)
- 20) 石垣の解体撤去の過程で、野面積みの古い石垣が確認され、根石や裏込め石も良好な状態で検出された（昭和55年の報告書で第Ⅰ類と分類された石垣で、平成10年の報告書ではA類と分類された）。野面積みの石は日坂石と呼ばれる砂岩で、新しい天守台ではそれを南面に集約し、不足した他の三面の石は愛知県の幡豆石を購入してあてられた。積み方は「野面積みとしたかったが、野面積みに使用する野石の調達は今では不可能との判断により、既存の日坂石以外は全て割石とし、その積み方は全面を打ち込みハギ積みで統一した。」その工法の是非を云々することは意味がないと思われるが、現在観察できる石垣は江戸時代の石垣ではないのである。